

松江市告示第 286 号

松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 100 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の額	次に掲げるとおりとする。 (1) 訪問型サービス B 作業時間が 30 分以下の場合は 500 円、30 分を超える場合は 1,000 円にそれぞれ実施回数に乗じて得た額の合計額 (2) 通所型サービス B 補助対象経費の 10 分の 10 の額。 <u>ただし、一回の開催当たり 2,000 円、かつ、年間 30 万円を上限とする。</u>	補助金の額	次に掲げるとおりとする。 (1) 訪問型サービス B 作業時間が 30 分以下の場合は 500 円、30 分を超える場合は 1,000 円にそれぞれ実施回数に乗じて得た額の合計額 (2) 通所型サービス B 補助対象経費の 10 分の 10 の額とし、 <u>2,000 円に開催回数に乗じた額を上限とする。</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。